

平成 30 年 3 月 28 日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

道銀デビットカード取引規定の一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

北海道銀行では、平成 30 年 4 月 2 日（月）より道銀デビットカード取引規定を一部改定しますのでお知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記



1. 規定の一部改定について

道銀デビットカード取引は、当行のキャッシュカードをデビットカードサービス（J-Debit）としてご利用いただいておりますが、平成 30 年 4 月 2 日（月）より、一部の加盟店におきまして、新たに「キャッシュアウト」機能が開始されます。

誠に恐縮ながら、当行は「キャッシュアウト」機能に未対応となるため、「キャッシュアウト」機能に対応する一部の加盟店においては、当行キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただくことができません。

上記に伴い、既存の道銀デビットカード取引規定を一部改定いたします。

なお、デビットカードサービス（J-Debit）の加盟店で設置されている下記のマークにより当行キャッシュカードのご利用が異なりますのでご留意願います。

当行キャッシュカードがご利用可能 (既存加盟店等)	当行キャッシュカードがご利用不可 (「キャッシュアウト」に対応する加盟店等)
	

《キャッシュアウトとは》

従来のショッピング決済としての J-Debit の利用方法に加え、キャッシュアウトに対応する加盟店（以下、キャッシュアウト加盟店）のレジ等で現金を引き出すことができる機能です。キャッシュアウトは、従来のショッピング同様、お手持ちのキャッシュカードで、キャッシュアウト加盟店に設置された端末でカードを読み取り、暗証番号を入力する方法でご利用いただけます。

2. 改定する規定

(1) 道銀デビットカード取引規定

※改正後の規定は本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

(2) 改定する条文

「1. 道銀デビットカード取引規定」における下記条文

※改定箇所は下線部となります。

改定前	改定後
<p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちいずれかの者（以下加盟店といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した道銀キャッシュカード（代理人カードを含みます。）または道銀ビジネスカード（代理人カードを含みます。）その他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>①<u>日本デビットカード推進協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」）といます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会</u>に直接加盟店として登録され、<u>協議会</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）</p>	<p>1. (適用範囲)</p> <p>次の各号のうちいずれかの者（以下加盟店といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した道銀キャッシュカード（代理人カードを含みます。）または道銀ビジネスカード（代理人カードを含みます。）その他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。</p> <p>①<u>日本電子決済推進機構</u>（以下「<u>機構</u>」）といます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>機構</u>に直接加盟店として登録され、<u>機構</u>の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。<u>但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p>

<p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人</p> <p>③規約を承認のうえ<u>協議会</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</p>	<p>②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「<u>間接加盟店</u>」といいます。）。<u>但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>③規約を承認のうえ<u>機構</u>に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「<u>組合事業加盟店</u>」といいます。）。<u>但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p>
--	--

(3) 改定日

平成 30 年 4 月 2 日 (月)

以 上

ご不明な点は、お取引店舗またはお近くの当行窓口までお問い合わせください。

